

139号(2013年11月15日)

戦争を知らない子供たちの子供たちである私たち若い世代は、日本が敗戦したかの大戦について向き合おうとするとき、また戦争とは何なのかを考えようとするとき、実際にあった戦争そのものではなく、ます今現在社会において戦争がどのように描かれていくのか、どのように語られてきたのかといつた視点を出発点に考察を始めることがひとつのお姿勢であるのだということを本作は教えてくれる。

むしろ、戦争に関して文章を書いているにもかかわらず生まれ出るこの軽妙な文体こそが、一九八五年生まれの著者から発せられる正直な「戦争」との距離感なのであると言えよう。

(講談社 一八〇〇円+税)

「敗戦後、一憲法学者として—評者、以下、同様】この憲法の研究と教育に自己の全存在をかけた久田栄正の戦場体験を通時に叙述したのが本書である。著者はこれを「日本国憲法の平和主義の『原点』を探る旅」と呼ぶ。ルソン戦線から生還した久田は、日本国憲法との「出会い」を契機にして憲法学者の道を選んだ。そして、憲法学者となつた久田は「平和の問題を人権論からとらえる」視角をとる先駆的で独特な、今日的な平和的生存権論を創出したのである。

軍中央や天皇裕仁らが「捨て石」として見限つた、激戦地あるいは飢餓と戦病死による夥しい死人の山をきづいたことで知られるルソン戦線で、久田はどうに日本軍の戦争とたたかったのであろうか。

本書の特徴について、評者は三つの

である私たち若い世代は、日本が敗戦したかの大戦について向き合おうとするとき、また戦争とは何なのかを考えようとするとき、実際にあった戦争そのものではなく、ます今現在社会において戦争がどのように描かれていくのか、どのように語られてきたのかといつた視点を出発点に考察を始めることがひとつのお姿勢であるのだということを本作は教えてくれる。



本書は、久田栄正と水島朝穂の共著『戦争とたたかう—憲法学者のルソン島戦場体験』(日本評論者、一九八七年)として四半世紀前に刊行された著作に、共著者の水島自身が「加除修正」を加えて、あらためて〈岩波現代文庫〉版として単著で刊行されたものである。四〇〇頁を超える大著である。本書の刊行にあたって、著者はサブタイトルを、「憲法学者・久田栄正の

ことを指摘したい。本書の特徴の第一は、〈戦争体験の継承〉のための方法論にある。本書(旧著)の一書にまとめられる経緯と叙述の構成は特徴的である。戦争「体験者と非体験者の対話を通じた戦争体験の架橋、……「ルソン戦の」大状況と小状況を組み合わせたステージで体験を客観化させる手法」をとつた、と著者は本書のあとがきで書いている。本書の叙述は、非体験者で若い同じ憲法学者であった著者が、執拗に厳しい質問をなげかけながら、古希をむかえた久田の体験を長時間にわたって聞き取り、それに体験者の久田が誠実に応答するという「対話」で貫かれているのである。たとえば、次のような件がある。

水島…主計将校といふ立場がそれを可能にしたという側面もありますね。
久田…それはある。しかし、それだけではないことはすでに話したとおりです。……
久田の歴史の証言とそれを引き出す著者の鋭利な問題意識が随所できわだつていて。
また、両者の対話において、著者は、久田の応答の中身に対し、渉猟したルソン戦に関連する豊富な一次史料や体験関係者への広範な取材で補足・修正を加えることにより、より客観的な歴史叙述に努めている。このことが本書の内容にアリアイティをもたらし、大きなインパクトを与えるものにしていよいよ。

第二の特徴は、久田栄正の誠実な歴史の証言のもつ意義と体験内容である。久田の証言は「戦記もの」と明確に異

ルソン戦体験」に変更しているが、本書は単なる改訂版ではない。

はじめての読者のために、このサブタイトルにかかわってあらかじめ指摘しておくと、久田栄正(一九一五—一九八九)は憲法学者としてアジア・太平洋戦争末期のルソン戦に臨んだわけではない。一九四一年三月に京都帝国大学法学校を卒業した久田は、翌年七月に召集され、四年七月に轉戦命令をうけて「満州」第三七七〇部隊から陸軍主計少尉としてルソン戦線に勤員された。同一〇月のレイテ沖海戦での連合艦隊の壊滅でフィリピン攻防戦の著作に、共著者の水島自身が「加除修正」を加えて、あらためて〈岩波現代文庫〉版として単著で刊行されたものである。四〇〇頁を超える大著である。本書の刊行にあたって、著者はサブタイトルを、「憲法学者・久田栄正の

なるだけではない。本書の旧著となる

上記の共著が発表された時期になると、凄惨な戦争体験をもちながらも沈黙をつづけてきた戦争体験世代のなかから、加害行為を含めた戦場体験を公式に語る人々があらわれた。「証言の時代」の幕開けである。ところが、久田栄正はこうした人々の一人として歴史の証言をはじめたわけではない。久田の歴史の証言には、戦中と敗戦直後の前史があつた。日本の敗戦後に収容されたカーラン捕虜収容所での「憲法論争」などに関する思索や議論をメモにとり、それを秘匿して復員した久田は、直後に二冊のノートにまとめていた（『比島敗走記』）。本書の中でも繰り返し引用されている。著者の本書の刊行への意欲を直接引き出したのは久田の自費出版の書『戦争と私——ソルソン島における生と死』（一九八一年）であった。

所内での戦犯追及と山下奉文・第一方面軍司令官の死刑判決をめぐる議論を経て、その後「帝国と植民地」・占領地の視点を、最高戦争指導者としての昭和天皇裕仁の戦争責任追及に集約させる形で、戦争犯罪の問題を主著『帝国憲法崩壊史』（法律文化社、一九七〇年）を発表することによって主題化したことにあるのではないかとおもう。本書において、久田は自己の「憲法研究者として……の原点」についてこうの述べている。B・C級戦犯裁判に過剰な行きすぎがあったとしても、「戦争犯罪の問題一般を否定するのは正しくない。フィリピン民衆の怒りは当然だし、虐行行為をやつた者たちの責任は免れない。しかし、……山下「奉文」や本間「雅晴」を性急に処刑し、一定数の実行責任者を処刑すれば済む問題ではなかったのです。私のこだわりは、山下を

経由して結局、天皇（および天皇制）の問題に逢着する」と。

かつて北海道新聞が紹介したように、本書は「戦争にさからつた英雄の話ではない」ところに価値があるのである。

最後に、とくに評者の目を引いた二点に簡単に言及したい。一つは、久田が学位論文としてまとめた前掲『帝国憲法崩壊史』において、憲法の崩壊過程を実証的に解明するとともに、戦前の憲法学と憲法学者を、厳しい検証の俎上にのせたことである。日本の憲法学史研究において、このような久田の成果が今日までどこまで深められているのか調べてみたいと思う。評者の所屬する教育（史）学では、久田のところが依然として主流になっている。

もう一つは、「天皇の忠実な下士官」にすぎないと喝破した久田の山下奉文

証言によると、学生時代から「アン

チ・ミリタリズム」を信条とし、入隊以来「順法闘争」を続けた久田にも、

ルソン戦では三つの「痛恨事」があつた。その象徴的なものが、敗走の途次において将校としての自分の当番兵で

戦病死寸前のT一等兵にむかって、久

田は「歩くんだ。歩かないと捕虜にならぞ！」といい放ち、「主計殿は、わしに死ねといつているう！」と号泣させたことである。つまり、軍隊の思想を否定していたはずの久田が、とっさに天皇の軍隊の悪名高い「戦陣訓」の至上命令を利用してしまったのである。

なお、久田はこの時点から以後四〇年間、意味不明の七月一〇日の「停戦協定」云々と眞顔でいうT一等兵は精神的に病んでいたと判断していたが、著者はT一等兵がじつはアメリカ軍の伝單を入手して久田に「投降」することを期待していた事実を確認し、前記の共著出版後に久田自身に伝えている。これも著者の周到な補足である。

本書の第三の特徴は、著者が文庫版あとがきで「前著で十分でなかつたのには、『帝国と植民地』の視点であろう」と書いていることに関連する。たしかに、バターン死の行進に代表されるルソン島のフィリピン市民に対する残虐行為を実行した日本軍の一員であつたにもかかわらず、当時の久田は被害者であるフィリピン市民に対して同情的ではあつても、加害責任について覚醒していなかったとはいえないだろう。前述の痛恨事も、こうした久田のアンチ・ミリタリズムの限界を示すものであろう。等身大の主計少尉・久田栄正像を把握するために、それを事実として確認することは重要である。

とはいって、久田栄正の本領は、収容